

# 入札公告

下記のとおり一般競争入札に付します。

令和6年7月30日

支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長  
安東 高德

## 記

### 1. 契約担当官等の官職及び氏名

支出負担行為担当官

消費者庁総務課長 安東 高德

### 2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 消費者庁における審議官用自動車のレンタル利用（令和6年度後期）
- (2) 仕様等 入札説明書による。
- (3) 数量等 入札説明書による。
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 履行期間 令和6年9月2日から令和7年3月31日
- (6) 入札方法等 入札金額は総価を記入すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (7) 電子入札システムの利用 本件は電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能利用対象案件である。なお、電子入札によりがたい者は、入札説明書に定める様式により、紙入札方式とすることができる。

### 3. 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。

- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度内閣府所管競争参加資格審査（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされた者であること。
- (4) 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 仕様書に示された資格要件について適合すること。
- (6) 本公告6. 記載の性能等証明書を期限までに提出し、審査を受けること。

### 4. 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所（調達ポータルからダウンロードも可能）

所在地 東京都千代田区霞が関3-1-1 消費者庁総務課管理室契約係

電話番号 03-3507-8800（内線2424）

### 5. 入札説明会の日時及び場所

なし

### 6. 性能等証明書の提出期限及び提出場所

- (1) 提出期限 令和6年8月20日（火）正午まで
- (2) 提出場所 消費者庁総務課管理室契約係
- (3) 審査結果の通知 令和6年8月23日（金）までに全者に通知する。

### 7. 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 郵送による入札の締切 令和6年8月28日（水）正午
- (2) 入札・開札 令和6年8月28日（水）午後2時 消費者庁入札室

### 8. 入札保証金及び契約保証金

免除

### 9. 入札の無効

本公告に示した入札参加に必要な資格のない者の入札及び入札の条件に違反した入札は無効とする。

### 10. 落札者の決定方法

本公告6. の性能等証明書を提出し、審査を受けて入札参加を認められた入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

### 11. 契約書作成の要否

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

### 12. その他

詳細は、入札説明書による。

# 入札説明書

(消費者庁における審議官用自動車のレンタル利用 (令和6年度後期) )

本調達案件は、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の電子入札機能を利用した入開札手続きを取る。  
ただし、やむを得ない理由がある場合は、紙入札参加理由書を提出することにより、紙による入札を認める。

<https://www.geps.go.jp/>

消費者庁総務課

## 目次

1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地
2. 競争入札に付する事項
3. 競争の方法
4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項
5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所
6. 入札説明会の日時及び場所
7. 入札に当たっての注意点
8. 郵便による入札書等の受領期限
9. 入札・開札執行の日時及び場所
10. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
11. 入札保証金及び契約保証金
12. 入札及び開札
13. 入札の無効
14. 契約書作成の要否及び契約条項
15. 落札者の決定方法
16. 再度入札
17. その他
18. アンケート調査への御協力依頼
19. 問い合わせ先

別記様式	1	入札書
別記様式	2	委任状
別記様式	3	紙入札参加理由書
別記様式	4	契約書(案)
別	紙	仕様書
別 添	1	性能等証明書
別 添	2	暴力団排除に関する誓約事項
別 添	3	入札に関するアンケート

## 入札説明書

### 1. 契約担当官等の氏名及びその所属する部局の名称並びに所在地

- (1) 契約担当官等 支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長 安東 高德
- (2) 所属する部局 消費者庁総務課
- (3) 所在地 〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1

### 2. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 消費者庁における審議官用自動車のレンタル利用（令和6年度後期）
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 数量等 別紙仕様書のとおり
- (4) 履行場所 別紙仕様書のとおり
- (5) 履行期間 令和6年9月2日～令和7年3月31日

### 3. 競争の方法

一般競争入札（最低価格落札方式）による。

### 4. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度内閣府所管競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級を有している者であること。
- (4) 消費者庁における物品等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 別紙仕様書に示された資格要件について適合すること。
- (6) 本案件に参加を希望する者は、本説明書7. 記載の性能等証明書等を期限までに提出し、事前審査を受けること。

### 5. 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び入札説明書等を交付する場所（調

達ポータルからダウンロードも可能)

〒100-8958 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館  
消費者庁総務課管理室契約係

6. 入札説明会の日時及び場所

なし

7. 入札に当たっての注意点

入札に当たっては、性能等証明書（別添1）に記載された要求書類及び本説明書12.（11）に記載された資格審査結果通知書の写しを、令和6年8月20日（火）正午までに消費者庁総務課管理室契約係に提出しなければならない。

なお、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能により資料等を提出する場合は、該当システムで定める性能等証明書等の提出手続きにより、上記期限までに提出すること。

審査の結果は、令和6年8月23日（金）までに、性能等証明書等を提出した全者に連絡する。なお、同証明書等の審査の結果、入札を認めない場合がある。

8. 郵便による入札書等の受領期限

令和6年8月28日（水） 正午

（入札書等を郵送したときは、消費者庁総務課管理室契約係までその旨連絡すること）

ただし、入札書を持参するときは開札の日時までとする。

9. 入札・開札執行の日時及び場所

令和6年8月28日（水） 午後2時

消費者庁入札室（中央合同庁舎第4号館7階）

当日入札に参加する者は、午後1時55分までに消費者庁総務課管理室（中央合同庁舎第4号館7階703号室）に集合のこと。

また、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能による入札の場合には、上記の執行日時までに当該システムに定める手続きに従い、入札書を提出しなければならない。

通信状況により、執行時刻までに電子調達システム（政府電子調達（GEP S））に入札書が到着しない場合があるので、余裕を持って入札すること。

なお、システムの仕組み上、入札書を電子調達システム（政府電子調達（GEP S））に入札する場合は、

P S) ) の電子入札機能を用いて提出する場合には、7. の性能等証明書等もシステムを利用して提出しておく必要があるので、注意すること。性能等証明書等の合否判定が終了しないとシステム上に入札書の登録ボタンが表示されないの  
で、消費者庁から合格判定を受け取った後、システムに入札書を登録すること。

(性能等証明書等が多量の場合は、性能等証明書等をいったん紙媒体で提出のうえ、性能等証明書等の受領期限までに送り状(紙媒体で提出したことを記した書面(様式自由))を、システムを利用して提出することも可とする。)

#### 10. 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

#### 11. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

#### 12. 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、入札公告、本説明書及び契約条項を熟読のうえ、入札しなければならない。この場合において本説明書等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

また、電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能による入札参加者は、電子入札・開札システム操作説明書を熟読の上、入札しなければならない。

ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。

- (2) 入札参加者の入札金額は、総価をもって行い、契約履行に要する一切の諸経費を含むものとする。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 入札参加者は、原則として電子調達システム(政府電子調達(GEPS))の電子入札機能により入札書を提出すること。
- (5) 紙入札による入札参加者は、入札書(別記様式1)に次に掲げる事項を記載

して、封印のうえ、紙入札参加理由書（別記様式3）とあわせて公告に示した日時までに直接又は郵便（書留郵便に限る。）により消費者庁総務課管理室契約係に提出しなければならない。

- ・ 入札金額（本説明書12. (2)及び(3)参照)
  - ・ 件名
  - ・ 電子くじ番号
  - ・ 入札者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）  
（代理人等をして入札させるときは、その代理人等の所属する法人名、代理人等の氏名。なお、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先等も記入すること。ただし、代表者印等を押印する場合はこの限りではない。）
- (6) 書留郵便をもって入札書を提出する場合は、二重封筒とし表封筒に「入札書在中」の旨を朱書し、中封筒に入札件名及び入札日時を記載し、支出負担行為担当官あてに親展により入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (7) 入札参加者は、代理人をして入札させるときは、その委任状（別記様式2）を提出しなければならない。
- (8) 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に係る他の入札参加者の代理をすることができない。
- (9) 入札参加者は、提出した入札書を引換え変更又は取消しすることができない。
- (10) 入札参加者は、入札書の提出（電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能により入札した場合を含む）をもって暴力団排除に関する誓約事項（別添2）に誓約したものとする。代理人をして入札した場合においても同様とする。
- (11) 入札参加者は、本説明書7. に記載された書類提出時に、資格審査結果通知書の写しを提出しなければならない。  
ただし、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能により入札する場合は、当該システムで定める申請・承認の手続きをすることでこれに代えることができる。
- (12) 開札は、入札参加者の立会いの下で行う。ただし、入札参加者で出席しない者があるときは、入札に関係のない職員を開札に立ち合わせる。  
また、電子調達システム（政府電子調達（GEP S））の電子入札機能による入札参加者の立会いは不要であるが、開札時刻には端末の前で待機するものとする。

### 1 3. 入札の無効

次の各号の一つに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加に必要な資格のない者が提出した入札書
- (2) 委任状を提出しない代理人が提出した入札書
- (3) 本説明書 1 2. (5)に掲げる事項の記載のない入札書
- (4) 金額を訂正した入札書、また、それ以外の訂正について訂正印のないもの
- (5) 誤字・脱字等により意思表示が不明確な入札書
- (6) 明らかに連合によると認められる入札書
- (7) 同一の入札について、2通以上提出された入札書
- (8) 本説明書 1 2. (8)に違反した入札書
- (9) 入札公告に示した日時までに到着しない入札書
- (10) 入札公告により一般競争参加資格審査申請書及び指名を受けるための関係書類を提出した者が、競争に参加する者に必要な資格を有するものと認められること及び指名を受けることを条件に、あらかじめ入札書を提出した場合において、当該入札者に係る審査が開札日時までに終了しないとき又は入札資格を有すると認められなかったときの入札書

### 1 4. 契約書作成の要否及び契約条項

- (1) 契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 契約条項は、契約書（案）（別記様式4）のとおりとする。
- (3) 契約金額は、入札書に記載された書面上の金額の100分の110に相当する金額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

### 1 5. 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定については、本説明書 7. の性能等証明書等を提出し、審査を受けて入札参加を認められた入札者であって、予算決算及び会計令第79条に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 前号の場合において落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにシステムにおいて「電子くじ」を実施し落札者を決定する。
  - ①システムによる入札者又はその代理人等は、システムで入札書を提出する



際に電子くじ番号（任意の3桁の数字）を入力する。

②紙による入札者又はその代理人等は、紙で入札書を提出する際に、電子くじ番号（任意の3桁の数字）を併せて記載すること。電子くじ番号の記載がない、又は記載が明確でない場合は、入札に関係のない職員が電子くじ番号を代わって決定する。

- (3) 落札者を決定したときは、入札参加者にその氏名（法人の場合にはその名称）及び金額を口頭で通知する。また、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））による入札参加者には開札結果通知書を送信する。

## 16. 再度入札

- (1) 開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をするものとする。

なお、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））においては、再入札通知書により再入札の時刻を示し、再入札を行うものとする。その時刻までに、当該システムによる入札参加者の入札書が届かない場合は、辞退の入札をしたことと見なすので注意すること。

- (2) 再度の入札をしても落札者がいないときは、入札をやめることがある。この場合、異議の申し立てはできない。

## 17. その他

- (1) 最低入札価格が予定価格の10分の5を乗じて得た額を下回った場合は一旦落札決定を保留し、低入札価格に関する確認を実施のうえ落札者を決定する。

- (2) 確認の対象となる入札者は入札理由、入札価格の積算内訳、手持ち案件の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況についての資料提出及びヒアリング等に協力しなければならない。

- (3) 落札者は、落札後速やかに入札金額の内訳書（種類別の単価及び金額）を作成し、支出負担行為担当官あてに提出すること。

- (4) 入札参加業者名、入札金額については、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））上で公表することとする。

- (5) 不明な点は下記19. に問い合わせることとし、電子調達システム（政府電子調達（G E P S））の質問回答機能は使用しないこと。

- (6) 入札参加者は「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係

る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努める。

※「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100449993.pdf>

#### 18. アンケート調査への御協力依頼

競争性が一層確保されるよう今後の参考とさせていただくため、入札説明書を取得し、入札に参加されなかった者を対象に入札に関するアンケート調査(別添3)の御協力を依頼するものです。より多くの方々に御協力を賜りたいと存じますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 19. 問い合わせ先

- ・入札執行等について

消費者庁総務課管理室契約係

電話番号 03(3507)8800(代表) 内線2424

- ・仕様書等業務内容について

消費者庁総務課管理室用度係 担当:遠藤

電話番号 03(3507)8800(代表) 内線2220

## 入 札 書

件名：消費者庁における審議官用自動車のレンタル利用（令和6年度後期）

入札金額 金 \_\_\_\_\_ 円也

入札公告及び入札説明書を承諾のうえ入札します。

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代 表 者 又 は  
代 理 人 等 氏 名

業 者 コ ー ド

支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長 殿

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4縦とする。  
2 金額は、算用数字（アラビア数字）で記入する。  
**3 代理人等が入札する場合は、上記氏名欄に当該代理人等の氏名を記入すること。**  
4 業者コード欄には資格審査結果通知書の10桁の業者コードを記入すること。

※任意の数字を記入すること

電子くじ番号（3桁）			
------------	--	--	--

	氏名	電話番号	メールアドレス
本件責任者			
本件担当者			

※上記を記入すること。ただし、代表者又は代理人等印を押印する場合は省略できる。

## 委任状

私は、 \_\_\_\_\_ を代理人と定め、下記の権限を委任します。

### 記

1. 消費者庁における審議官用自動車のレンタル利用（令和6年度後期）に係る入札及び見積に関する一切の件
2. 1の事項に係る復代理人を選任すること

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代 表 者 氏 名

支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長 殿

	氏名	電話番号	メールアドレス
本件責任者			
本件担当者			

※上記を記入すること。ただし、代表者印及び代理人印を押印する場合は省略できる。

# 委任状

私は、 \_\_\_\_\_ を復代理人と定め、下記の権限を委任します。

## 記

- ・消費者庁における審議官用自動車のレンタル利用（令和6年度後期）に係る入札及び見積に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所  
会 社 名  
代 理 人 氏 名

支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長 殿

	氏名	電話番号	メールアドレス
本件責任者			
本件担当者			

※上記を記入すること。ただし、代理人印及び復代理人印を押印する場合は省略できる。

## 紙入札参加理由書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長 殿

住 所  
会 社 名  
代表者役職・氏名

下記入札案件について、電子調達システムを利用して入札に参加できないため、紙入札方式で参加いたします。

### 記

1. 入札件名：消費者庁における審議官用自動車のレンタル利用（令和6年度後期）
2. 電子調達システムでの参加ができない理由（複数選択可）
  - 電子調達システムの推奨環境に適合していない（システム面）
  - 電子証明書未取得（準備面）
  - その他（下記に理由を記載）

( )

## 契 約 書 (案)

支出負担行為担当官消費者庁総務課長安東高德（以下「甲」という。）と〔団体名〕〇〇〇〔代表者〕〇〇〇（以下「乙」という。）との間に、下記条項により、消費者庁における審議官用自動車のレンタル利用（令和6年度後期）に係る賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

## 記

（契約の目的）

第1条 本契約の目的は次のとおりとする。

消費者庁において、審議官用自動車をレンタル利用することを目的とする。

（委託）

第2条 甲は、乙に対し、以下の内容で、消費者庁における審議官用自動車のレンタル利用（令和6年度後期）（以下「本件業務」という。）を委託し、乙はこれを受託した。

1. 本件業務の名称 消費者庁における審議官用自動車のレンタル利用（令和6年度後期）
2. 本件業務の内容 別紙仕様書のとおり
3. 契約代金額 総額 金〇〇〇〇〇〇〇円也  
（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇〇〇〇〇円）  
月額 金〇〇〇〇〇〇〇円也  
（うち消費税及び地方消費税相当額〇〇〇〇〇〇〇円）×7カ月
4. 履行期間 令和6年9月2日から令和7年3月31日までとする。
5. 履行期限 別紙仕様書のとおり
6. 契約履行場所 別紙仕様書のとおり

（契約保証金）

第3条 会計法（昭和22年法律第35号。以下「法」という。）第29条の9に規定する契約保証金の納付は免除する。

（通知義務）

第4条 乙は、次の各号のいずれか一つに該当するときは、甲に対し、あらかじめその旨を書面により通知しなければならない。

- ①氏名、法人の名称又は商号の変更
- ②振込先指定口座の変更
- ③代表者の変更
- ④本店、主たる事業所の所在地又は住所の変更

（権利義務の譲渡）

第5条 乙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を甲の書面による事前の承諾を得ずに第三者に譲渡し、承継させ、又は担保に供させてはならない。

（再委託等の制限）

第6条 乙は、本件業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない（以下「再委託」という。）。ただし、業務の根幹に関わらない印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託は、承認を要しない（個人情報を取り扱う業務を除く。）ものとする。

- 2 甲の指定する方法により事前の承認を受けた場合に限り、乙は第三者（以下「再委託先」という。）に対して本件業務を再委託することができる。
- 3 再委託先が、更に第三者（以下「再々委託先」という。）に対して、本件業務の全部又は一部を委任し又は請け負わせる必要が生じた場合（以下「再々委託」という。）、乙又は再委託先は、再々委託先の氏名又は名称、住所及び再々委託先の業務範囲等について、甲の指定する方法により報告して甲の事前の承認を受けなければならない。
- 4 再委託又は再々委託の業務内容を変更する必要が生じた場合も前2項と同様とする。
- 5 第2項及び第3項の規定により甲が承認した場合には、乙は、本件業務に関して乙が甲に対して負う義務を再委託先及び再々委託先にも遵守させる責を負うものとし、再委託先及び再々委託先の行為は乙の行為とみなし、乙はその責任を負うものとする。

（相殺）

第7条 甲は、本契約その他の契約等に基づき、乙、再委託先又は再々委託先（以下「乙等」という。）に対して負担する債務と、本契約その他の契約等に基づき甲が乙等に対して有する債権とを、その債権債務の期限如何を問わず、いつでもこれを対当額において相殺できる。

（監督）

第8条 乙等は、本件業務の履行の状況に関して、甲からの請求があったときには、直ちに、甲の指定する事項について甲の指定する方法により報告しなければならない。

- 2 甲は、本契約の適正な履行を確保するため法第29条の11第1項の規定に基づき甲又は甲の指定する職員（以下「監督職員」という。）をもって乙等に対する監督を行い又は必要な指示をすることができるものとする。
- 3 乙等は、前項の監督又は指示に従わなければならない。
- 4 監督職員は、乙等の事務所又は営業所等に立ち入り、本件業務の品質等を維持するために必要な事項につき検査することができる。
- 5 前項により、監督職員が改善の必要性を認識し、乙等に対して改善を要求した事項については、乙等は、直ちにその要求に従わなければならない。

（検査）

第9条 乙等は、毎月末日に当該月に係る業務が終了した旨を甲に報告し、法第29条の11第2項の規定に基づき甲又は甲の指定した職員（以下「検査職員」という。）による検査（立入検査等を含む。）を受けなければならない。

- 2 検査職員は、前項の報告を受けたときは、その日から10日以内に検査をしなければならない。
- 3 第1項の規定による検査の結果不合格となったものが生じた場合には、乙等は、検査職員の指定した期限までに補修、交換等の措置を講じ、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第3項の検査に要する費用は、乙等の負担とする。

（検査結果の通知）

第10条 甲は、前条の規定による検査が終了したものと判断したときは、速やかに乙にその旨を通知する。

（契約代金の支払時期及び支払方法）

第11条 乙は、前条の規定による通知を受けたときは、請求書により官署支出官消費者庁総務課長（以下「支出官」という。）に対して当該月分の契約代金を請求するものとする。

- 2 支出官は、不備のない請求書を受領した日から30日以内に当該代金を支払わなければならない。



ない。

3 支出官は、乙に対し、契約代金を乙の指定する振込口座に振り込んで支払う。

(支払遅延利息)

第12条 支出官は、前条第2項の規定による期間内に当該代金の支払いが完了しない場合は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の定めるところにより計算された金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(業務の遅延)

第13条 乙は、甲の指定する履行期限内に業務を終了することができないと認められるときは、速やかに甲に対し、遅滞の理由及び終了見込日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は、前項の規定による書面の提出があったとき、審査の結果、履行期限後に終了する見込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして履行期限延長を認めることができるものとする。ただし、遅延の理由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその理由を付して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

3 前項に規定する遅延賠償金は、契約履行未済金額に年利3.00%を乗じて得た金額とする。

(解除)

第14条 乙等が以下の各号のいずれかに該当した場合又は不正行為（第15条に規定する不正行為を除く。）があったときは、甲は、乙から契約金額の100分の10を違約金として徴収して、催告及び自己の債務の履行を提供しないで直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。なお、この場合でも違約金は損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

①本契約（仕様書の事項を含む。）の一つにでも違反したとき

②監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録の取消し等の処分を受けたとき

③差押、仮差押、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売、租税滞納処分その他これらに準じる手続が開始されたとき

④破産、民事再生、会社更生又は特別清算の手続開始決定等の申立てがなされたとき

⑤自ら振り出し又は引き受けた手形若しくは小切手が1回でも不渡りとなったとき、又は支払停止状態に至ったとき

⑥合併による消滅、資本の減少、営業の廃止・変更又は解散決議がなされたとき

⑦災害、労働争議等、本契約の履行を困難にする事項が生じたとき

⑧その他資産、信用又は支払能力に重大な変更が生じたとき

⑨甲に対する詐術その他の背信的行為があったとき

(談合等の不正行為)

第15条 談合等の不正行為に関する契約条項については、「談合等の不正行為に関する特約条項」（別添1）を遵守するものとする。

(違約金に関する遅延利息)

第16条 乙が第14条の規定に基づく違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.00%の割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償責任)

第17条 乙は、解除、解約又は本契約（仕様書の事項を含む。）に違反することにより、甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(危険負担)

第18条 第10条に規定する検査通知がなされる以前に、甲の責めに帰さない事由により、成果物その他本契約の対象物に生じた滅失、毀損及び価値減少等の損害は、全て乙の負担とする。

(契約不適合)

第19条 甲は、乙に対し、成果物が本契約の内容に適合しないものであるとき（ただし、甲が本契約の内容に適合しないことを本契約締結前に認識している場合を除く）は、成果物の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

2 前項に規定する場合において、甲が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 第1項に規定する場合において、甲は、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができる。

(守秘義務)

第20条 乙等又はそれらの使用人は、本契約期間中はもとより終了後も、本契約に基づき甲から開示された情報その他本件業務の履行上知り得た情報を他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。

2 前項の守秘義務は、以下のいずれかに該当する場合には適用しない。

- ① 公知の事実又は当事者の責めに帰すべき事由によらずして公知となった事実
- ② 第三者から適法に取得した事実
- ③ 開示の時点で保有していた事実
- ④ 法令、政府機関、裁判所の命令により開示が義務付けられた事実

(個人情報の取扱い)

第21条 本契約履行上知り得た個人情報の取扱いについては、仕様書添付の「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

(知的財産権の取扱い)

第22条 乙は、本契約に基づく業務遂行の過程で行われた発明、創作、考案等又は作成されたプログラムその他の成果物その他本契約の対象物によって生じた特許権、実用新案権、意匠権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）、その他の知的財産権等の権利一切を消費者庁に譲渡する。また、乙は著作者人格権を一切行使しないものとし、第三者に対して行使させないものとする。

(解約)

第23条 甲は、本契約有効期間中といえども、1か月前までに書面をもって乙に対して通知することにより、本契約を解約することができる。この場合において、甲は乙と協議の上当該解約時点までに乙が行った業務を評価し、それに応じた金額を支払うものとする。

(契約終了後の処理)

第24条 乙等は、本契約が終了した場合、本契約に基づいて甲から提供された文書、データ類及びこれらが記録された電子媒体等を、速やかに甲の指示に基づき返還ないし破棄または利用不可能な状態とするものとし、返還ないし破棄又は利用不可能な状態とした内容について甲の指定する方法により甲に報告する。

(第三者に対する損害)

第25条 乙等が、本契約の履行上、乙等の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合は、乙等は自らの費用及び責任において損害を賠償し、甲には何ら迷惑又は損害を及ぼさないものとする。ただし、その処理については、甲及び乙等の協議の上行うものとする。

2 乙等は、本契約の終了後においても、前項に定める賠償責任を免れることはできないものとする。

(反社会的勢力排除)

第26条 反社会的勢力排除に関する契約条項については、「反社会的勢力排除に関する条項」(別添2)を遵守するものとする。

(紛争の解決)

第27条 本契約に疑義が生じたとき又は本契約書に明記していない事項については、その都度甲乙誠実に協議の上決定するものとする。

(管轄裁判所)

第28条 本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とするものとする。

(補則)

この契約を締結する証として本契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区霞が関3-1-1  
支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長  
安 東 高 徳

乙 住所  
団体名  
代表者職名  
氏 名

参考様式（6条関係） 書面による承認の場合

再委託承認申請書

令和 年 月 日

支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長 宛て

住所  
受託業者名  
代表者名

「消費者庁における審議官用自動車のレンタル利用（令和6年度後期）」に係る業務の一部を他の事業者へ委託したいので、以下のとおり申請します。

記

委託先名	住所 氏名又は名称 代表者名
委託する必要性	

委託先の業務内容	
委託先が 取り扱う情報	
委託先における安全 性及び信頼性を確保 する対策並びに委託 者に対する管理及び 監督の方法	(必要があれば、別紙により補足すること)
委託金額	

## 別添1

### 談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙等が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙等又は乙等の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項、90条1号若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙等の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)

2 乙は、本契約に関して、乙等又は乙等の代理人が独占禁止法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額)の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙等又は乙等の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは同法第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前

項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙等又は乙等の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 前項第3号の規定する刑の確定において、乙等が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙等が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.00パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。



## 反社会的勢力排除に関する条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙等が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成（以下総称して「反社会的勢力」という。）であるとき
- (2) 役員等が、反社会的勢力の経営に実質的に関与していると認められるとき
- (3) 役員等が、反社会的勢力を利用していると認められるとき
- (4) 役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的にその維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (5) 役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙等が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の業務を妨害し、信用又は名誉を毀損する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当し得る者（以下「解除対象者」という。）を再委託先及び再々委託先（以下「再委託先等」という。）としないこと並びに解除対象者を乙等が本契約に付随して個別に契約する場合の相手方としないことを確約する。

(再委託契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再委託先等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再委託先等との契約を解除し、又は再委託先等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が、再委託先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再委託先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再委託先等との契約を解除せず、若しくは再委託先等に対し契約を解除させるための措置を講じな

いときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償等)

第5条 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償又は補償することを要しない。

2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3 甲は、第1条、第2条又は前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額(本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。一部解除の場合は、解除部分に相当する金額)の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。

4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再委託先等が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は再委託先等にこれを拒否させ、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

## 仕 様 書

## 1. 件 名

消費者庁における審議官用自動車のレンタル利用（令和6年度後期）

## 2. レンタル期間

令和6年9月2日から令和7年3月31日まで

## 3. 目的

消費者庁において審議官車として使用する自動車2台のレンタルを行う。

## 4. 仕様

## (1) 車体規格

以下の規格に適合すること。

- ① 総排気量1,790cc以上、セダンタイプ、乗車定員5名のハイブリッド自動車であること。
- ② 全長4,490～4,650mm程度、全幅1,750～1,780mm程度、全高1,420～1,470mm程度、WLT C燃費基準28km/ℓ以上
- ③ 前輪駆動方式であること。
- ④ 使用燃料は無鉛レギュラーガソリンであること。

## (2) 条件

以下の条件を満たすこと。

- ① 初年度登録から3年以内の車両であること。
- ② 普通自動車運転免許にて運転できる車両であること。
- ③ 下記内容についてメンテナンスまたは同一車種への交換対応を行うこととし、対応にかかる費用はレンタル料に含めること。

主要項目	項目	備考
定期交換等	一般整備（修理） エアコン・クーラーの修理（ガス補充含む） オイル交換及びオイルエレメント交換（メーカー基準に従うこと。） タイヤ交換（ラジアル） バッテリー交換 油脂類、消耗品部品の交換・補充（ワイパーゴム、プラグ、ブレーキ液、ディスクパッド、エアクリーナーエレメント、ファンベルト等）	タイヤ交換は通常走行摩耗による交換及びパンク修理を含む。 また、未使用時期における保管・管理等を含む。原則として半年に1回程度実施すること。その際結果の報告等を行うこと。 ※同一車種への交換対応による場合は、この限りではない。
一般交換	ライト等の球切れ	
代車の提供 （同一車種への	借入車両と同一車種	レンタカーの使用不能時間が48時間を超える場合に

交換対応による 場合は不要)		は必ず準備すること
-------------------	--	-----------

※ 使用者の責によらない故障による修理費用は全て業者負担とし、その原因を早急に調査し特定するとともに、修理・調整または同一車種への交換対応を行うこと。

⑥ ⑤の対応をメンテナンスにて行う場合については、以下の i) ~ iii) の条件を備えていること。

i) 納入場所に近く、当該車両の製造会社が認定した正規の店舗であること。

ii) 指定自動車整備事業の指定を受けた店舗であること。

iii) 車両の整備や交換部分の供給については、製造会社の支援を受けることが可能であること。

### (3) 車体の塗装

車体色、内装色はブラック、ホワイト、シルバー、グレーもしくはネイビーとする。

### (4) 装備品・付属品

装備品・付属品については、以下のとおりとし、国内法で定める規格及び基準に適合または合格していること。

① AT車又はCVT車

② レーダークルーズコントロール

③ プリクラッシュセーフティシステム

④ エアコン、ヒーター

⑤ エアバック（運転席、助手席）

⑥ 5ドア

⑦ ETC車載器（下記⑩との連動型でなくとも可とする。）

⑧ カーナビゲーション（テレビ機能は不要）

⑨ AM/FMラジオ

⑩ フロアマット

⑪ 応急用タイヤ

⑫ 工具一式

⑬ キーレスエントリー

⑭ 車線はみ出し警報機能、前方衝突警報機能

（上記いずれかの装備品・付属品に同機能が付いても可）

### (5) その他

車両後部全窓スモークフィルム添付（プライバシーガラスでも可とする）

## 5. 保険その他の補償

(1) 自動車損害賠償責任保険及び次の金額以上の車両任意保険に加入していること。

イ 対人補償 無制限

ロ 対物補償 無制限（免責0万円）

ハ 車両補償 時価（免責0万円）

ニ 人身傷害補償 1名につき3,000万円まで

(2) 免責補償が適用されていること。

- (3) 営業補償（NOC）の補償が適用されていること。
- (4) 運転者年齢は全年齢対象補償とする。
- (5) 事故処理のアドバイス、保険会社との連絡・確認、保険金請求書の作成、契約車両の損害確認等の事故対応を含む
- (6) 車の貸与・保管場所は、中央合同庁舎第4号館（東京都千代田区霞が関3-1-1）の地下駐車場とする。
- (7) その他レンタル手続きに当たり必要な諸手続き等は受注者で実施すること。

## 6. 年間想定使用量等

普通乗用車 契約期間走行距離見込み 1,750km

なお、年間走行距離見込みは予定であるため、原則として受注者は見込み数の増に異議を申し立てないこと。

## 7. 受注者の責務

(1) 本業務を実施するにあたって、別紙「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないこと。また、そのために必要な措置を講ずること。

関係者等に対しメールによる連絡をする場合にあっては、他の受信者のメールアドレスが閲覧できないよう BCC 機能により送信するなど、個人情報等(他の受信者の個人情報以外の情報を含む。)の流出防止に万全を期すこと。

(2) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第9条第1項に基づく「消費者庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」(平成27年12月10日消費者庁訓令第38号)第3条に規定する合理的配慮について留意すること。

※URL：[https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty\\_ruby\\_caa.pdf](https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/ty_ruby_caa.pdf)

## 8. 契約金額の決定

(1) 契約内容等に従い1月のレンタル料の金額を算出すること。なお、単価表は税抜きで作成すること。また、7か月賃貸借するものとして算出すること。

(2) 1月のレンタル料について、仕様に示した規格以外の提案がある場合は担当者と受注者が協議の上決定することとする。

(3) 上記(1)により決定した単価以外に付随して契約すべき条項があるときは、担当者と受注者が協議の上決定することとする。

(4) 受注者は、上記にかかわらず、法人割引等の適用できる各種割引料金がある場合は、その料金を適用するものとする。

(5) レンタル開始日(以下「開始日」とする)は令和6年9月2日を予定しているが、それより前に納車があった場合であっても当庁は納車から開始日までのレンタル料等の費用を負担しないこととし、当庁における当該レンタカーの利用も開始日以降とする。

## 9. 手続

受注者は、レンタルを行う為に必要な情報を記載した取扱書を担当者宛て提出する

こと。必要な情報については以下を含むこととする。

- ・営業所一覧
- ・レンタル車の取扱説明書
- ・修理等依頼の際の連絡方法、連絡先等
- ・事故があった場合の担当者の連絡先
- ・各種サービス内容、注意点について
- ・本契約で提供可能なサービス一覧

#### 10. 納車等

(1) 受注者は、自らまたは受注者の指定する者を介して、当庁に対し開始日に間に合うよう自動車を引き渡す。

(2) 当庁は、装備・外観その他すべての点についてレンタル目的の限度において良好な状態にあることを確認のうえ自動車の引渡を受けるものとする。

(3) 天変地異等、当庁の責に帰し得ない事由による自動車の引渡遅延または引渡不能の場合、当庁は責を負わないものとする。

(4) 当庁が正当な理由なく自動車の引渡を受けることを拒みまたは当庁の責に帰すべき事由により受注者が自動車を引渡することが出来ない場合は、受注者は、何らの催告なしに通知のみで、本契約を解除または解約することが出来るものとする。

#### 11. その他

(1) 請求書は毎月発行し都度請求すること。

(2) その他、詳細については担当者の指示によること。

(3) その他本仕様書に定めのない事項については、当庁及び受注者が別途協議し決定する。

## 個人情報取扱特記事項

### （個人情報保護の基本原則）

- 1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約に基づく業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### （適正な安全管理）

- 2 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を講じなければならない。

### （安全管理の確認）

- 3 発注者は、受注者が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認する。また、発注者は必要と認めたとき、受注者に対し個人情報の取扱状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は受注者が個人情報を取り扱う場所において当該取扱状況を検査することができる。

発注者は、委託する業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、受注者における責任者及び業務従事者の管理体制、実施体制及び個人情報の管理の状況その他の必要な事項について、少なくとも年1回以上、実地検査又はそれに代わる措置により確認する。

### （改善の指示）

- 4 発注者は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、受注者において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、受注者に対し、その理由を書面により通知し、安全管理措置の改善を要請することができる。

受注者は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について、発注者と協議しなければならない。

### （業務従事者の監督）

- 5 受注者は、直接的であるか間接的であるかを問わず、受注者の指揮監督を受けてこの契約による業務に従事している者（以下「業務従事者」という。）に対し、その業務に関して知り得た個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、この契約の目的以外の目的のための利用を禁止しなければならない。

受注者は、本件業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う業務従事者の範囲を限定

し、当該業務従事者に対し、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

受注者は、退職する業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任中又は在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講じなければならない。

#### **(業務従事者への周知)**

- 6 受注者は、業務従事者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

#### **(再委託の禁止等)**

- 7 受注者は、発注者が承認した場合を除き、個人情報の取扱い業務を再委託してはならない（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）。また、再委託する場合にあっては、受注者は、適切な管理を行う能力を有する者を再委託先として選定しなければならない。再委託先との契約書に秘密保持等の必要事項を明記するほか、前記 3 に定める実地監査を行うなど、再委託先への必要かつ適切な監督を行わなければならない。再委託先が再々委託を行う場合も同様とする。

#### **(収集の制限)**

- 8 受注者は、この契約に基づく業務に係る個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

#### **(目的外利用及び提供等の禁止)**

- 9 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に開示、提供又は漏えいしてはならない。

#### **(複写、複製の禁止)**

- 10 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

#### **(廃棄等)**

- 11 受注者は、この契約に基づく業務に関して知り得た個人情報について、発注者から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）をしなければならない。なお、受注者がこの契約に基づく業務に関して知り得た個人情報の廃棄等をした場合には、発注者に対し、速やかにその旨を証明できる写真等を添付した上で書面で報告しなければならない。

#### **(事故発生時における報告)**



12 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又はおそれがある場合は、直ちに発注者へ報告し、発注者の指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

**(違反した場合の措置)**

13 発注者は、受注者がこの特記事項に違反した場合は、契約の解除、損害賠償の支払いその他必要な措置を求めることができる。

## 性能等証明書

支出負担行為担当官  
消費者庁総務課長 宛て

住 所  
会 社 名  
代表者氏名  
代理人住所  
役 職 名  
代理人氏名

下記のとおり相違ないことを証明します。

	項 目	納入しようとする 自動車の性能	※消費者庁 審査欄
①	車 名		
②	型 式		
③	車両重量(kg)		
④	総排気量(cc)		
⑤	全長(mm)		
⑥	全幅(mm)		
⑦	全高(mm)		

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について入札書又は見積書の提出をもって誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職（庁）の求めに応じて当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名、性別及び生年月日の一覧表）等を提出すること、及び当該名簿に含まれる個人情報を警察に提供することについて同意します。

## 記

- 1 次のいずれにも該当しません。また、当該契約満了まで該当することはありません。
  - (1) 契約の相手方として不適当な者
    - ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
    - イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
    - ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
    - オ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - (2) 契約の相手方として不適当な行為をする者
    - ア 暴力的な要求行為を行う者
    - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
    - ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
    - エ 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
    - オ その他前各号に準ずる行為を行う者
- 2 暴力団関係業者を下請負又は再委託の相手方としません。
- 3 下請負人等（下請負人（一次下請以降の全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に締

結する場合の当該契約の相手方をいう。)が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

- 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は下請負人等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

## 入札に関するアンケート調査への御協力依頼

消費者庁総務課

消費者庁における契約事務につきまして、日頃より御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

消費者庁では、今後、より多くの方が入札に参加していただけるよう、競争性の一層の確保に努めようと考えております。

つきましては、今般、貴社がお取り寄せいただいた入札説明書等の案件につき、万が一、応札・応募いただけなかった場合、その理由について別紙のアンケート調査に御協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本アンケート調査へいただきました御回答については、いかなる利益又は不利益も生じませんので、忌憚の無い御意見（別葉可）を頂戴したいと思います。

何とぞよろしくお願い申し上げます。

### 【御回答方法】

① WEB…消費者庁HP内の入札に関するアンケート調査フォームより

ご回答ください。

([https://contact.caa.go.jp/general\\_admin/webform-001.html](https://contact.caa.go.jp/general_admin/webform-001.html))

② 持参…消費者庁総務課管理室契約係に直接御提出ください。

### 【アンケート調査についての問い合わせ先】

消費者庁総務課管理室契約係

03-3507-9249（内線2424）

消費者庁総務課管理室契約係 へ

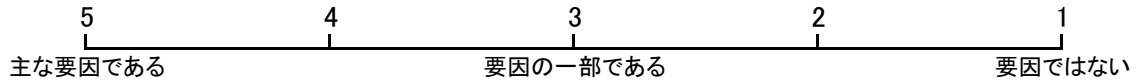
質問内容

- 応札・応募いただけなかった理由について想定した設問となっております。該当する項目について、その度合いにより、5～1のいずれかを○で囲んでください。
- 「その他」欄には、理由、ご意見等を自由にご記入願います。

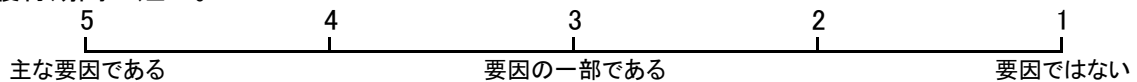
入札件名: 消費者庁における審議官用自動車のレンタル利用(令和6年度後期)

(1) 応札・応募要件について

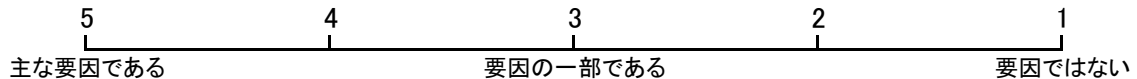
① 応札のための準備期間が短い。



② 履行期間が短い。



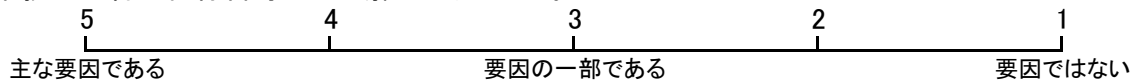
③ 企画提案型の場合、提出書類が多い。



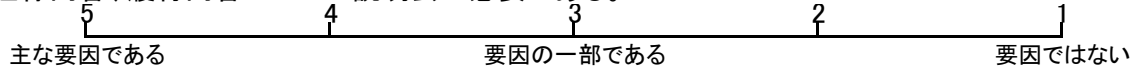
④ その他(応札・応募要件について)

(2) 仕様書等について

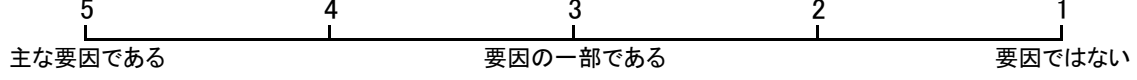
① 業務の内容が仕様書等から理解できなかった。



② 仕様内容、履行内容について説明会が必要である。



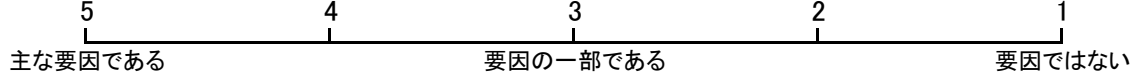
③ 契約内容が自社の業務内容とかけ離れていた。



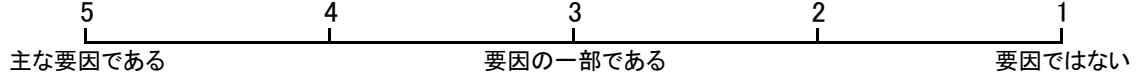
④ その他(仕様書等について)

(3) 契約条件について

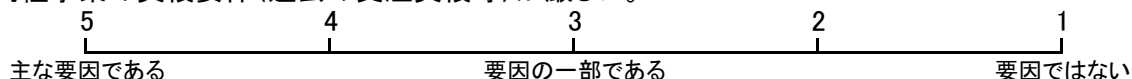
① 受注に際して、応札段階での人員・体制確保にリスクが高い。



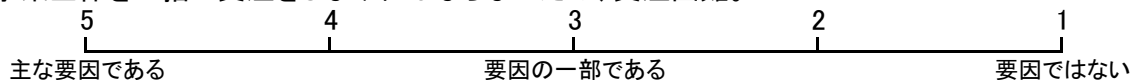
② 技術者、管理者の資格要件が厳しい。



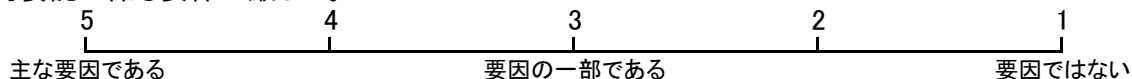
③同種事業の実績要件(過去の受注実績等)が厳しい。



④事業全体を一括で受注をしなければならないため、受注困難。



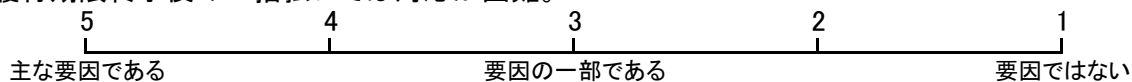
⑤再委託に係る要件が厳しい。



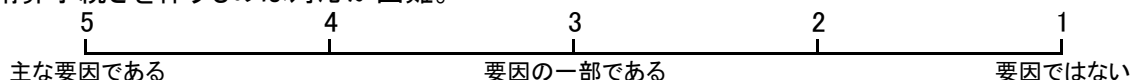
⑥その他(契約条件について)

(4)支払条件について

①履行期限終了後の一括払いでは対応が困難。



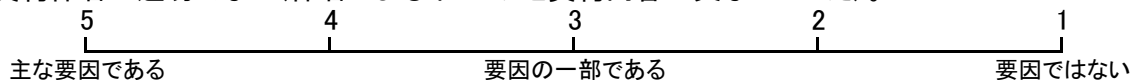
②精算手続きを伴うものは対応が困難。



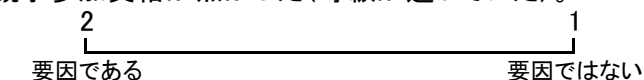
③その他(支払条件について)

(5)その他の事項

①契約件名が適切でない(件名によるイメージと契約内容が異なっていた)。



②競争参加資格が無かった(等級が違っていた)。



③その他(入札に関する改善要望などのご意見を記入ください)

差し支えなければご記入ください。

事業者名、ご担当者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_